

# 消費生活緊急情報

第89号

令和6年2月8日

## 貴金属の訪問購入トラブルにご注意！

### 【相談概要】

突然、不用品購入業者から「地震被災地へ送るための支援物資を集めている。古着でも食器でもなんでも買い取る。後で訪問したい。」と電話があった。支援なのに買い取るのはおかしいと思ったが、被災地のために、何か役に立ちたいと思い業者の訪問を了承した。

訪問してきた業者から、準備しておいた洋服の代金数百円を渡された後、「家に宝石や貴金属はないか。査定をしてあげる。1つぐらいあるでしょう。」としつこく言われた。不審に思い、強く断って帰ってもらった。

本当は貴金属の買取りが目的だったのか。

### 【アドバイス】

訪問購入のトラブルが増えています。

購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。買取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※ お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

029-225-6445

行方市消費生活センター

0291-34-6446